

議案第 8 2 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成１７年亀山市条例第１５８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第２条　[略] [２　略] ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>２４万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>２４万円</u>とする。 [４　略] (国民健康保険税の減額) 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる	(課税額) 第２条　[略] [２　略] ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>２２万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>２２万円</u>とする。 [４　略] (国民健康保険税の減額) 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる

国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

[（1）～（3） 略]

[2 略]

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

[（1）～（3） 略]

[2 略]

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日。以下同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

[(3) 略]

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係

書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

[(3) 略]

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係

る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得

[(5) 略]

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法

る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

[(5) 略]

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

<u>律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u> [(2) 略] (3) <u>出産の予定日</u> [(4) 及び (5) 略] [2 ～ 4 略]	[(2) 略] (3) <u>出産予定日</u> [(4) 及び (5) 略] [2 ～ 4 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条第 3 項及び第 27 条の 3 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 2 条第 3 項及び第 26 条第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。